

## 船橋市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項、第48条から第50条まで及び第51条の27から第51条の29までの規定に基づき、市が行う指導及び監査について、必要な事項を定める。

### (指導の対象)

第2条 この要綱に基づく指導の対象は、次のとおり（以下第6条までにおいて「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

- (1) 自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）
- (2) 指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る障害者支援施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）
- (3) 指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る指定一般相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）
- (4) 指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る指定特定相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）

### (指導の方針及び目的)

第3条 指導は、次に掲げる船橋市条例等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い及び自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底を図ることを方針とし、もって自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 「船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和5年船橋市条例第24号）
- (2) 「船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和6年船橋市条例第22号）
- (3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）
- (4) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）
- (5) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (6) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第124号)

- (7) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第125号)
- (8) 「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成18年厚生労働省告示第539号)

(指導形態等)

第4条 指導の形態は、通常次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

(2) 運営指導

運営指導は、下記により、障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対して必要があると認める場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

(指導対象の選定)

第5条 指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ① 新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、おおむね1年以内に全てを対象として実施する。
- ② 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。

(2) 運営指導

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、おおむね3年に1度実施する。  
ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。
- ② その他特に一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象

に実施する。

(指導方法等)

第6条 次に掲げる方法等により指導を行うものとする。

(1) 集団指導

① 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

② 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供とともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

① 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、この限りではない。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

② 指導方法

運営指導は、①オの準備すべき書類等に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

③ 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④ 改善報告書の提出

結果通知に係る改善状況については、文書により報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第7条 運営指導中に以下のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、次条以下に規定するところにより、直ちに監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(監査の対象)

第8条 この要綱に基づく監査の対象は、次のとおり（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者
- (2) 指定障害者支援施設等の設置者又は指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者
- (3) 指定一般相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る指定一般相談支援事業所の従業者であった者
- (4) 指定特定相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る指定特定相談支援事業所の従業者であった者

(監査の方針及び目的)

第9条 監査は、障害福祉サービス事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容等について、法第49条、第50条、第51条の28及び第51条の29に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下これらを「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることを主眼とし、自立支援給付に係る障害福祉サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準)

第10条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 要確認情報

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
  - ② 市、相談支援事業者等へ寄せられる苦情
  - ③ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (2) 運営指導において確認した情報  
運営指導等において障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

(監査方法等)

第11条 次に掲げる方法により監査を行うものとする。

- (1) 監査通知  
監査対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、第6条(2)①に規定する事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。  
ただし、運営指導中において監査への変更を行った場合等、これにより難い場合は、この限りではない。
- (2) 監査方法  
指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。
- (3) 監査結果の通知等  
監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。
- (4) 改善報告書の提出  
結果通知に係る改善状況については、文書により報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第12条 指定基準違反等が認められた場合には、法第49条及び第51条の28に定める「勧告、命令等」並びに法第50条及び第51条の29に定める「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

- (1) 勧告
  - ① 障害福祉サービス事業者等に法第49条第1項から第3項まで、又は第51条の28第1項から第3項までに定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。
  - ② 障害福祉サービス事業者等が、①の勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
  - ③ 当該障害福祉サービス事業者等は、①の勧告を受けた場合は、期限内に、文書により報告を行うものとする。
- (2) 命令

① 障害福祉サービス事業者等が正当な理由なくしてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

② ①の命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

③ 当該障害福祉サービス事業者等は、①の命令を受けた場合は、期限内に、文書により報告を行うものとする。

### (3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号(第12号を除く。)、第51条の29第1項並びに第2項のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(以下「指定の取消等」という。)ができる。

### (聴聞等)

第13条 監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

### (経済上の措置)

第14条 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、自立支援給付の全部又は一部について、当該自立支援給付に関する市町村に対し、法第8条第1項に基づく不正利得の徴収を行うよう通知するものとする。

2 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第8条第2項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

### (その他)

第15条 第4条に定める指導形態等の他、自立支援給付等に関する必要があると認められる場合は、適宜、指導を行ったうえで文書等により改善等を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査及び行政上の措置の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。